

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成24年11月20日（火）

担当課：都市施設部 土木管理課

件 名：（仮称）大和市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	
提出理由：第1次一括法の施行により、河川法が一部改正されたことに伴い、（仮称）大和市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を制定するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背 景 ・本市の準用河川は、泉の森から県道丸子・中山・茅ヶ崎線までの区間の引地川であり、これまで、河川法に定める河川管理施設等構造令（以下「構造令」）により整備し、管理してきた。 ・平成23年5月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法）が、公布された。 ・第1次一括法の施行により、河川法及び構造令が改正され、平成25年度から準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を、構造令で定める基準を参酌して条例で定めることとなった。 ・経過措置として平成24年4月1日以降、各市町村において条例が定められるまでの最長一年間は、政令で定める基準を技術的基準と見なすこととなっている。 2. 条例制定における基本的な考え方 ・新たに条例を制定し、本市の管理する河川管理施設等の構造の技術的基準について、基本的な要件を条例で定める。 ・本市では該当のないダムや高規格堤防に関する基準を除き、河川管理施設等の構造の具体的な技術的基準を規則で定める。	・現行の国の基準において適切に河川を管理してきており、支障となる事項が発生していないことから、本市独自の基準は設けないものとする。 3. 条例の骨子 ・制定の趣旨 ・用語の定義 ・準用河川管理施設等の構造の技術的基準 ・規則への委任 4. 規則に定める技術的基準の主な内容 ・堤防の構造等 ・床止めの構造等 ・堰（せき）の構造等 ・水門及び樋門（ひもん）の構造等 ・揚水機場、排水機場及び取水塔の構造等 ・橋の構造等 ・伏せ越しの構造等 5. 県内各市の状況 ・国の法令に基づき条例を定める市 横浜市・相模原市他15市（大和市含む） ・市独自の基準を条例に定める市 なし
経 過 H23. 5 第1次一括法公布 H23. 8 河川法の改正	今後の予定 H24. 12 市民意見公募手続きの実施 H25. 3 議案上程 H25. 4 条例施行